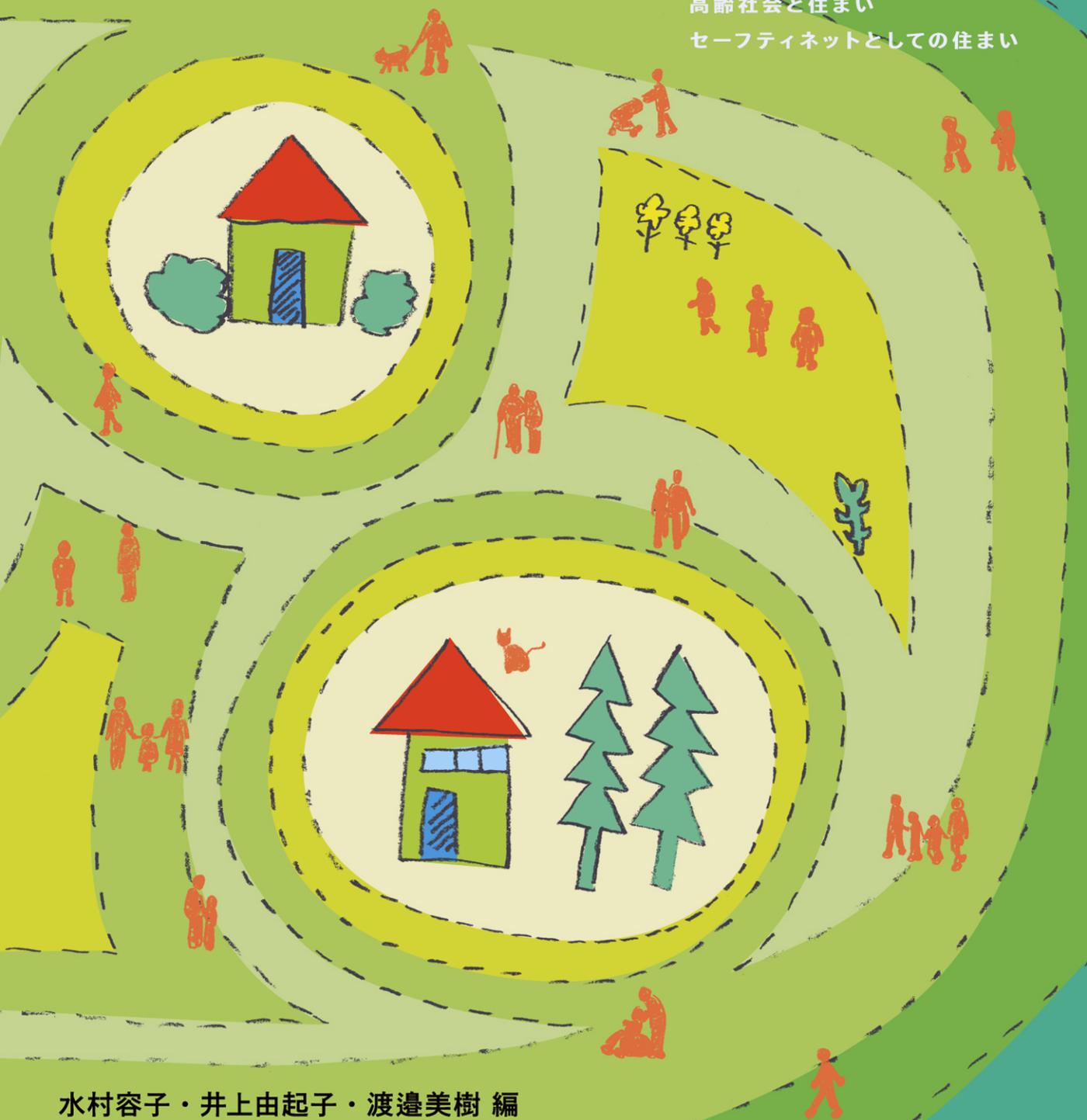


# 私たちの 住まいと生活

住まいを知る  
住まいのしくみ  
住まいのインテリア計画  
住まいのサステナビリティ  
子育てと住まい  
多様化する家族と住まい  
障害と住まい  
高齢社会と住まい  
セーフティネットとしての住まい



水村容子・井上由起子・渡邊美樹 編

# 私たちの 住まいと生活

水村容子・井上由起子・渡邊美樹 編



## まえがき

普通の住まいに暮らし、安心して日々の生活を送る。現在の私たちの社会では、人としてごく当たり前の生活を営むことが、困難になりつつあります。その理由として、超高齢社会、人口の減少、格差化、世帯規模の縮小、頻発する自然災害、地域コミュニティの希薄化など、様々な社会情勢の変化が考えられます。

本書の中にも述べられていますが、住まいは私たち人間にとって、身を守るシェルターであると同時に生活の器でもあります。そのような、私たち人間にとっての住まいの意味やそのあり方(計画手法)を明確に把握し、実際の生活にその知識を活かすことが、現在のような社会情勢下では求められています。

本書は大きく2部で構成されています。

「第1部 住まいの計画とその手法」は、上で述べた通り、住まいの計画手法を学ぶことを目的として構成されています。現在の住まいが明治期以降どのような経緯で成立してきたのか、様々な日常生活が展開する住まいをどのような視点で計画すればよいのか、特に室内の計画にあたって重視すべき点とは何か、住まいを将来にわたり持続的に維持管理していく場合のポイントとは何か、そうした内容を解説しています。

「第2部 現代社会における子育て・高齢化・家族問題と住まい」は、様々な社会情勢の変化によって生じている、住まいに関わる諸問題、あるいは新しく出現している住まい方・諸現象を取り上げ、各節においてそれぞれのテーマごとに解説しています。具体的には、子育てや子ども自身の生活を考慮した住まいのあり方、多様に変容を遂げている家族を受け止める住まいの現状、障害のある人あるいは高齢者を配慮した住まいのあり方、そして、誰もが安心して住み続けるためのセーフティネットとしての住まいの存在意義といった課題が取り上げられています。現代社会における住まいに関わる諸問題と、その解決に有効な知識や情報が満載されています。

本書は、住まいの計画理論・手法のみならず、現代社会における住まいに関わる諸問題を理解し、その解決へつながる新しい視点の習得を目的としてまとめられたテキストです。また、住居学科や建築学科のみならず福祉系や医療系の教育機関で学ぶ学生のテキスト・参考書として活用されることを考慮しました。このテキストを通じて、読者の皆さんが住まいに関する豊富な知識・視点を身につけ、新しい住まいの創造・構築に貢献されることを願っております。

2013年10月

水村容子

## 第1部 住まいの計画とその手法

### ◆ 第1章 住まいを知る

- 1-1 近代の日本の住まい ..... 8
- 1-2 生活様式の変化と住まい ..... 16
- 1-3 家族の変容と住まい ..... 20
- 1-4 人にとっての住まいの意味 ..... 24

### ◆ 第2章 住まいのしくみ

- 2-1 生活行為と生活時間 ..... 28
- 2-2 住まいの単位とモジュール ..... 32
- 2-3 公的空間と私的空間の計画 ..... 36
- 2-4 縁側、中庭、廊下—中間領域の必要性 ..... 38
- 2-5 住まいの領域 ..... 42
- 2-6 住まいの安全と健康 ..... 46

### ◆ 第3章 住まいのインテリア計画

- 3-1 住まいとインテリア ..... 50
- 3-2 家具の人間工学 ..... 54

### ◆ 第4章 住まいのサステナビリティ

- 4-1 住まいのメンテナンス ..... 58
- 4-2 リハウスとリフォーム ..... 62

## 第2部 現代社会における子育て・高齡化・家族問題と住まい

### ◆ 第5章 子育てと住まい

- 5-1 子どもと親の特別な住まい ..... 68
- 5-2 子どものための社会的住まい ..... 72
- 5-3 子育て世代の住まい ..... 74

### ◆ 第6章 多様化する家族と住まい

- 6-1 単身者の住まい—シェアハウス ..... 78
- 6-2 血縁に依らない家族の住まい—コレクティブハウジング ..... 82
- 6-3 同居・隣居・近居・別居 ..... 86

### ◆ 第7章 障害と住まい

- 7-1 障害のある人を配慮した住環境整備 ..... 90
- 7-2 障害のある人の住まい ..... 94

### ◆ 第8章 高齡社会と住まい

- 8-1 高齡者の住まい ..... 98
- 8-2 自宅に暮らす ..... 104
- 8-3 特別な住居に暮らす ..... 108

### ◆ 第9章 セーフティネットとしての住まい

- 9-1 低所得者の住まい ..... 112
- 9-2 災害時への対応と住まい ..... 116
- 9-3 関連法に見るセーフティネットとしての住まい ..... 120

# 1-1 近代の日本の住まい

## ◆学習のねらい◆

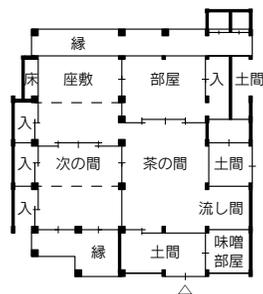
近代の日本は、社会や生活環境が大きく変化しました。近代以降、日本の住まいがどのような変化を遂げ、現代に至っているのかを考えてみましょう。

●時代区分●	
明治時代	1868~1912 (M1~45)年
大正時代	1912~1926 (T1~15)年
昭和時代	1926~1989 (S1~64)年
平成	1986~ (H1~ )年

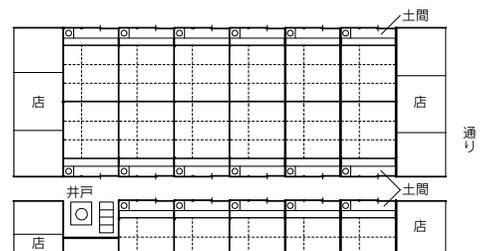
## 1 明治以前の住まいー都市

江戸時代の都市(城下町)は、城を中心として御用地、武家地、寺社地、町人地に領域が分かれており、その間と周辺に農地や森林がありました。居住域の武家地と町人地には、武家地に武家住宅と、町人地に町屋という独立住宅が成立していました。**武家住宅**は、身分によって規模に格段の差がありますが、間取りはおおむね、玄関、広間、座敷、納戸と縁側などからなっています(①)。**町屋住宅**は、間口が狭く奥行きの深い敷地に建っており、通りに面した室は店や作業場といった仕事場、通り庭を介して座敷(居住空間)があり、さらに中庭を介して水場や倉が配されています。そしてしばしば、両隣の建物との外観や軒高がそろっているため、通り側から見ると連続した建物のような景観になります(②)。当時、間

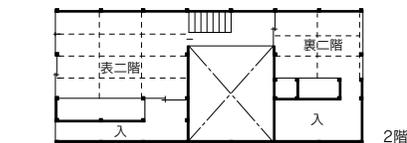
口の広さには制約が多かったため、表(オモテ)は店として有効に活用し、奥(オク)を居住空間としますが、奥に長い町家は、中庭などによって通風や採光を効果的にもたらすよう工夫がなされています。さらに高密度な町人の住宅として、**棟割り長屋**があります。これは、通りに面した店や家主住居の裏手に裏道を配し、土間+1間~2間の住戸が向かい合わせに軒を連ねる形式で、井戸や便所を共同で使用する小部屋のような住居のまとまりです(③)。その日に得た収入はその日に使う「宵越しの銭は持たない」といわれた都市部(江戸)の庶民のほとんどが、このように小規模な貸部屋、借家に住んでいました。こうした貸部屋、借家は明治以降さらに増加し、大正期まで東京市内の住宅の9割が借家だったといわれています。



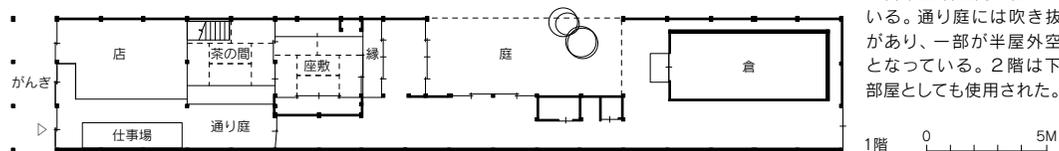
① 下級武士の住居  
茶の間の東側に流し間(台所)と味噌部屋がある。西側にある次の間や座敷が客室、茶の間奥の部屋が就寝室であった。



③ 棟割り長屋  
通りに面して店や家主の住宅があり、裏庭に路地を形成して向かい合わせに小部屋が並ぶ。突き当たりには共同便所と井戸があり、ここでの女性たちのおしゃべりから、「井戸端会議」という言葉が生まれた。

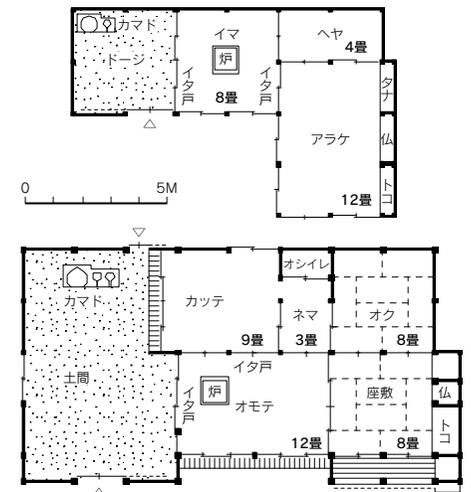


② 中庭型の町屋  
店の奥に茶の間や座敷などの日常生活空間が配されている。通り庭には吹き抜けがあり、一部が半屋外空間となっている。2階は下宿部屋としても使用された。



## 2 明治以前の住まいー地方

一方、地方の農村では、地域の風土によって間取りや名称が異なるものの、ドマ(土間)、カッテ、ザシキ(座敷)から構成される**農家の住まい**が成立しています(④)。左右が土間と床に二分され、床が田の字型に縦横に分かれている形式を**田の字型**、土間に接して大きな広間をとり、広間をザシキやナヤ(納屋)、オシイレ(押入)が取り巻いている形式を**広間型**と呼びます。ドマは、文字通り土面たたきとなっており、かまどと水桶を配置して煮炊きをし、農具の手入れなどをする作業場所や、農耕具の保管場所になっていたほか、しばしば馬屋がありました。カッテは、土間に対して開け放たれた板張りの床で、炉が切っており、住人は炉の周りで食事や暖をとった後に、夜間は子どもや女性たちが就寝しました。カッテの奥あるいは前面に座敷が配されており、名主など地域の権力者の住宅では、村人の集会や接待に使用されました。さらに規模の大きな住宅では、家長が就寝する間、隠居が就寝する間、仏壇を備える間など、複数の座敷がありました。



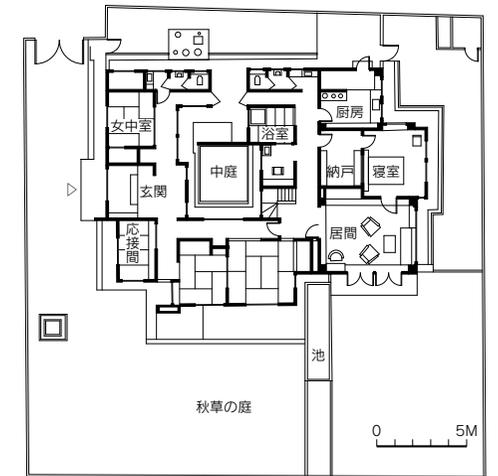
④ 農家の間取り  
広い土間が家事や農具の手入れなどの作業をする場所であった。ネマやヘヤと記された小部屋が就寝や納戸に使用された。



⑤ 岩崎久彌邸(J・コンドル設計)  
洋館、和館、撞球室からなる。和館は日常生活、ほかは親族の集まりや外国からの賓客の宿泊に使用した。和館の棟梁は大河喜十郎。

## 3 洋館、和洋折衷住宅、近代数寄屋

明治維新以後の諸改革によって、都市の居住エリアは大きく変化しました。まず、上地と呼ばれる土地の返還によって、武家地は官有地(公有地)となり、都市近郊では、政・財・官の要人や公家、旧武士の所有地となった場所もあります。社会の要人たちは、生活様式や住宅様式に、洋風文化を率先して取り入れ、広大な敷地に多くの客人を迎えてもてなすための、迎賓館的な役割を持つ洋館を建築しました。洋館は、**グラバー邸**(1863年)など、江戸末期の外国人居留地に建設された邸宅をはじめとしますが、明治以降は多くの外国人建築家が招かれ、西洋建築の教育とともに建物の設計を担いました。中でも、**ジョサイア・コンドル**は、⑤の**岩崎久彌邸**(1896年)、三井倶楽部(1910年)、古河邸(1917年)など、数々の洋館を設計したことで著名です。明治後半になると、時の資本家たちの邸宅では、住宅の洋風化の気運と並行して接客と生活の一部を洋館、生



⑥ 岡田邸(堀口捨己設計)  
中庭を介して、和室と近代的なコンクリートの箱が、また秋草の庭と直線的な池の景色が、引き立て合いながら調和し共鳴している。

## 5-3 子育て世代の住まい

### ◆◆ 学習のねらい ◆◆

まず子どもの発達と住空間の関係性について学び、それに加えて少子高齢化の進む社会において、子育て世代のための住まいに求められる要件を考えてみましょう。

### 1 子どもの発達と住空間

#### 1.1 子どもの成長と住環境ニーズ

人が産まれてから成人期を迎えるまでは、身体的にも精神的にも大きく成長する時期です。それぞれの**発達段階**に応じた住空間や家具のあり方、家族との関係などを考えながら**住環境のニーズ**を満たすこと①が重要です。

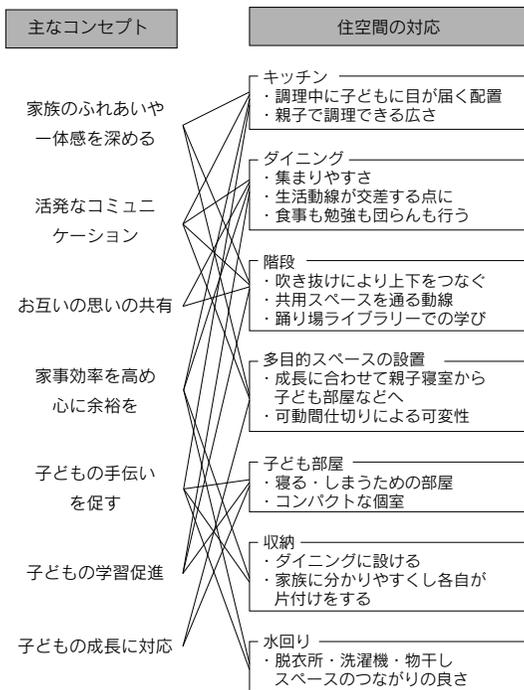
	主たる発達課題	テリトリーの形成状況と住環境への配慮
乳児期 (0~1歳)	・生理的安定 ・人との情緒的交流 ・固形食・歩行の学習	拠点の発生、テリトリー形成・拡張 →二次拠点の発生  衛生面と安全面への配慮 養育者から目か届く範囲で過ごす心地良く寝られる場所の確保
幼児前期 (2~3)	・基本的な生活行動 ・排泄の学習・食事の自立 ・話すこと	一次拠点としての自分の家(玩具をしまおうところなど) 二次拠点の拡張(保育所・幼稚園の経験)
幼児後期 (3~6)	・友達との人間関係 ・自我の確立・知識の拡大 ・善悪の区別・良心の学習	基本的な生活行動を行う安定した環境 養育者が見守る中での遊びスペースを確保 専用の収納場所や活動のための作業台 家事に参加できるような配慮
学童期 (6~12)	・個人的独立の達成 ・適切な社会的役割の学習 ・集団や制度に対する態度	家庭内で個のテリトリー形成 学校もひとつの拠点に  自分のテリトリーを管理できる工夫 成長に応じた専用のコーナーや部屋 学習のスペースを確保 物の管理と整理整頓を促す工夫
思春期 (12~18)	・両親や大人からの精神的独立 ・同性の友人との人間関係 ・行動を導く価値観形成	家庭内で個の拠点形成  プライバシーを守る部屋 親子・異性兄弟との就業分離 家族とのふれあいへの配慮 友人を呼べる空間の確保
成人初期 (18~25)	・社会的役割の達成 ・市民としての知識・価値観 ・職業生活と結婚	家庭から独立した拠点

#### ① 子どもの発達と住環境に求められる配慮

テリトリーとは、そこに帰属することにより精神的に安定した生活を保証する精神的、社会的そして空間的な領域のこと。

### 2. 子育て世代の住空間

今日、社会で望まれる家族のあり方や住宅ニーズの一端を読み取るために、ここからはハウスメーカーの住宅提案に着目します。メーカー各社は、児童心理の専門家が参画するなどして、子育て世代のための住宅提案を数多く行っています。主な提案のコンセプトと住空間の対応をまとめると②、まずは家族のふれあいやコミュニケーション、思いを共有することが重視され、それを実現させる手段としてキッチンやダイニングが中



#### ② ハウスメーカーが提案する現代の子育て住宅

キッズデザイン賞を受賞したハウスメーカーの提案より作成。キッズデザイン賞とは、子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン、創造性と未来を拓くデザイン、そして、子どもたちを産み育てやすいデザインの顕彰制度である。

心に考えられていることが分かります。孤食(ひとりで食べる)や個食(家族で別々のものを食べる)といった家庭の食生活の貧しさが指摘されて久しい社会背景を反映しているとも受け取れます。

次に子ども部屋に着目すると、用途を限定してコンパクトにする、また多目的スペースに可変性を持たせて子ども部屋としても使えるようにする、という傾向が見られます。これまで子ども部屋については、自立を促すための必要論と発達に良からぬ影響があるという不要論の両者がありましたが、今日では、まず子ども専用コーナーやスペースを用意し、成長に応じて最小限の部屋をしつらえるという考え方が普及しています。

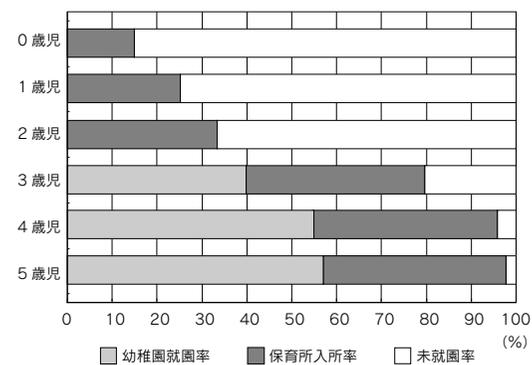
### 2 子育て世代をめぐる社会の状況

#### 1. 少子高齢化社会とその対策

日本は少子高齢化が続き、2005年からは人口減少も始まりました。このまま少子化が続くと経済産業の維持や社会保障の成立も難しくなるため、対策が必要とされていますが、少子化の要因は住まいと関係があるといわれています。つまり「居住する住宅に対する親からの援助があるほうが出生児数が多い」「住宅における1人当たり居住室の量数が広いほど子どもの数が多い」といったことです。そこで、子育て世帯に対する住宅面での対策が必要とされています。

#### 2. 今日の子育て世代の特徴

次に、今日の子育て世代の特徴を見ていきま



③ 就学前教育・保育の実施状況(2008年度)

しょう。未就学児のうち、3歳未満の7~8割は自宅で過ごしていますが③、3歳以上になると大半は幼稚園や保育所に通っています。全体では保育所に通う子どものほうが少数派ですが、ここ10年ほどでは結婚後も働く女性の割合は増えています④から、働きながら子育てのしやすい住環境や子育て支援へのニーズが増加しているといわれます。こうしたニーズは、現代社会特有の子育てのストレス⑤とも無関係ではないでしょう。こうした課題の対策として考えられている住まいの事例を見ていきましょう。

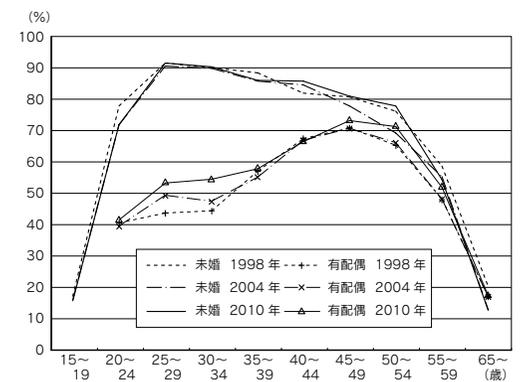
### 3 子育て世代のための住環境整備

#### 1. 公的な取組み

子育て世代がふさわしい住環境を手にするためには、公的な取組みが多く見られます。具体的には、住宅取得における費用面での支援や**子育て世代向けマンションの認定制度**、**子育て世帯向け優良賃貸住宅の供給助成事業**などです。また、子育て世代向けに公的な住宅を新設したり優先的な入居制度を設ける自治体も出てきました。

#### 2. 子育て支援住宅

子育て世代向けに公共が管理する住宅は、「**子育て支援住宅**」とも呼ばれます。「子育て世代」の定義は、「未就学児がいること」「中学校就学前の子どもがいること」「満18歳未満の親族がいること」など自治体により様々ですが、子育て支援住宅の先駆的な取組みに、広島県坂町の平成ヶ浜住宅があります。



④ 配偶者関係別女性の年齢階級別労働力率の推移

6-2

# 血縁に依らない家族の住まい — コレクティブハウジング

◆◆学習のねらい◆◆

従来の「家族」という単位を越えて、血縁関係のない者同士で助け合い、生活の合理化やより豊かな生活を可能にするコレクティブハウジングを学ぶことで、住まいと生活における視野や価値観を広げましょう。

## 1 コレクティブハウジングとは

日常生活の一部やスペースを共同化・共有化することによって、より合理的で、自由で安心のできる、そして楽しみのある居住形態を、**コレクティブハウジング**と呼びます。プライバシーが確保された独立した住戸のほか、**コモンスペース**と呼ばれる共用空間があります。

コモンスペースには、居住者が集まって食事をする**コモンダイニング**①、居住者がくつろぐための**コモンリビング**②。コレクティブハウジングの心臓部ともいわれる、大人数の食事をつくるための**コモンキッチン**③があります。ほかに工作室④、ゲストルーム、ライブラリーなど用途に合わせて使うことができるものもあります。コモンスペースは、個人の住戸から少しずつ算出された面積でつくられています。屋外にあるコモンガーデンも、コモンスペースの1つです。

コレクティブハウジングの重要な要素として、**コモンミール**があります。コモンミールとは、居住者が集まってする食事のことです。回数やシステムは、各コレクティブハウスによって異なります。当番制で2〜3人がその日のコモンミールの調理、片付けを担当します。ほかの居住者は、開始時間にコモンダイニングへ行くだけで、食事をすることができます。コモンミールによって、**家事の効率化**が図れます。また、コモンミールがあることによって、生活の中で、**自然に居住者間のつながりや出会い**が生まれます。

コレクティブハウジングの管理・運営は、基本的に居住者が行います。予算や活動、日々の生活に関する話し合いは、月に1度の定例会で行われます。居住者は話し合いを通して、互いが気持ち良く過ごせる生活をつくり上げていきます。



① コモンダイニング



② コモンリビング



③ コモンキッチン

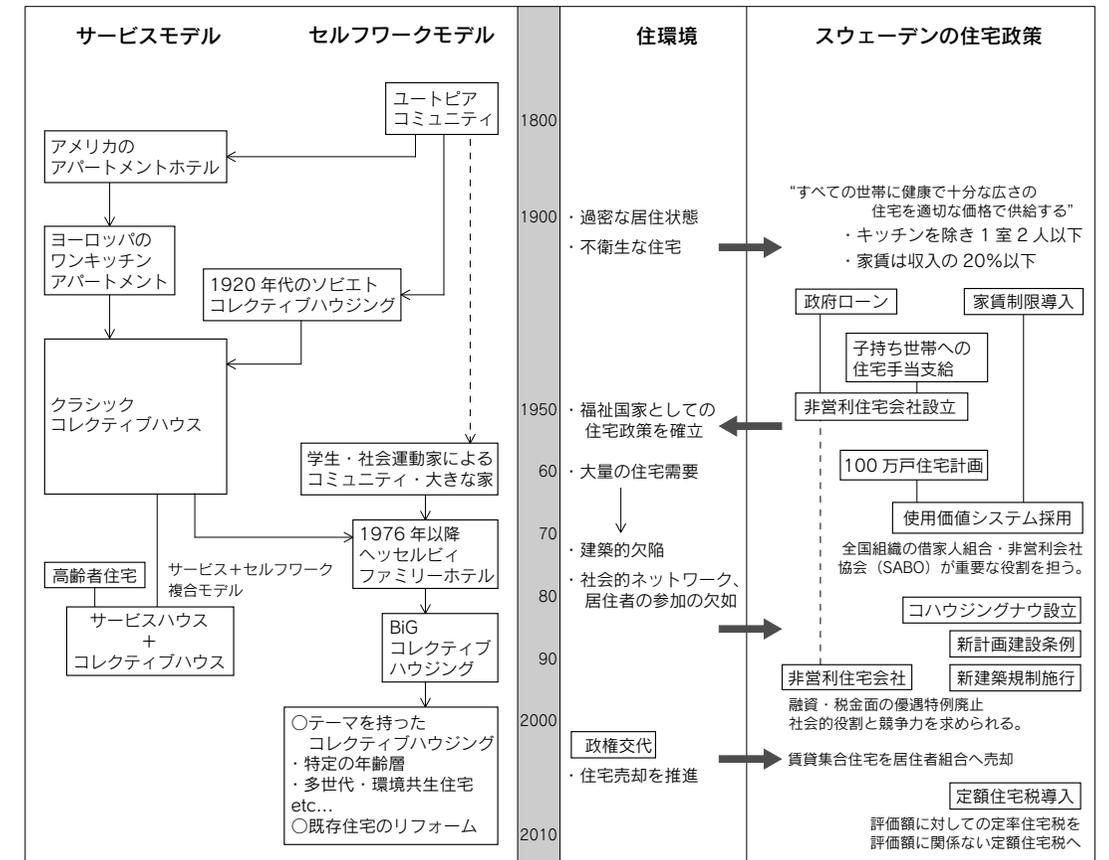


④ 工作室

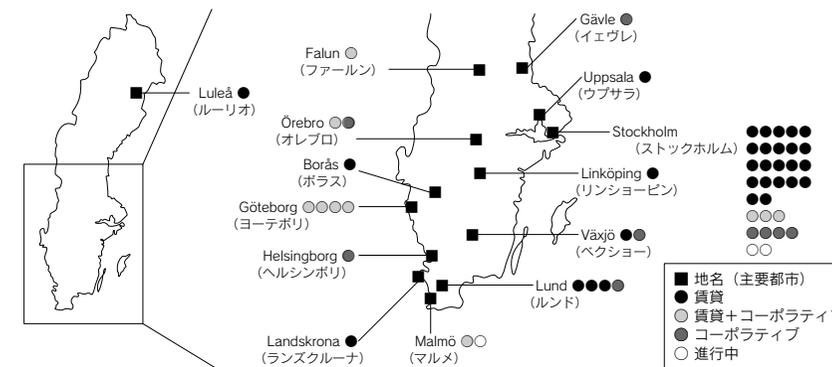
## 2 スウェーデンにおけるコレクティブハウジングの成立過程

1970年代末頃から、集まって住む考えは、ヨーロッパの国々で、ほとんど同時に現れました。その中でも、スウェーデンにおいては、早い時期から、コレクティブハウジングといえるプロジェクトが実現していました⑤。

スウェーデンにおける20世紀のコレクティブハウジングは、女性の社会進出により、子どもや家庭のケアに対するニーズが高まったことに端を発します。食事準備、ランドリー、保育サービスを受けることが、コレクティブハウジングの価値とされたのです。1970年代以降には、それまでの家事サービス付きのサービスモデルから、居住者自身が管理・運営を行う、**セルフワークモデル**が



⑤ 歴史的発展の系譜



⑥ スウェーデンのコレクティブハウジング分布図(2010年)  
スウェーデンの民間組織であるコハウジングナウに登録されているもので、40を超える事例がある。その中には、竣工から20年以上経つものもある。

## 7-2 障害のある人の住まい

### ◆◆ 学習のねらい ◆◆

障害者は長らく社会の中で「特殊な」人々でした。しかし、近年になってそのような見方は変わりつつあります。どのように変わりつつあるのか、またそれによって障害のある人々の住まいにどのような変化が起きつつあるのか、考えてみましょう。

### 1 障害者の住まいの概要

#### 1. 障害者の住まいを取り巻く状況

障害者の住環境に関する諸制度は、2005年の障害者自立支援法（2013年より障害者総合支援法に改正。以下「支援法」）成立前後で大きな変化がありました。それまでは障害種別によってそれぞれ法律と施設が定められ、また施設の多くは療養施設や更生施設など、4人部屋を基本とした大規模なものでした。支援法では障害種別ごとの垣根が取り払われ、施設は重度の障害者

障害者自立支援法以前の施設	居室定員	施設規模
身体障害者療養施設	4人以下	30人以上
身体障害者更生施設	4人以下	30人以上
身体障害者入所授産施設	4人以下	30人以上
身体障害者福祉ホーム	原則個室	5人以上
知的障害者更生施設	標準4人	30人以上
知的障害者入所授産施設	標準4人	30人以上
知的障害者通所寮	標準2~4人	20人以上
知的障害者福祉ホーム	無し	10人以上
知的障害者グループホーム	原則個室	4~7人
精神障害者入所授産施設	2人以下	30人以上
精神障害者生活訓練施設	2人以下	20人以上
福祉ホーム	原則個室	10人以上
精神障害者グループホーム	2人以下	5~6人

障害者自立支援法に基づく施設	居室定員	施設規模
施設入所支援	4人以下	30人以上
ケアホーム（共同生活介護）	原則個室	2~10人
グループホーム（共同生活援助）	原則個室	2~10人
福祉ホーム	原則個室	5人以上

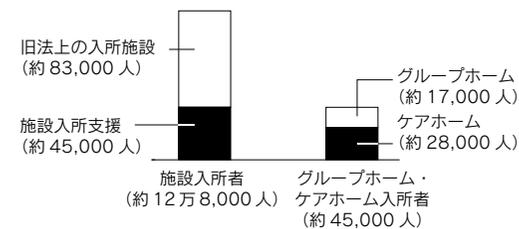
#### ① 障害者自立支援法前後での障害者施設の違い

障害者自立支援法以前は、身体・知的・精神障害それぞれに施設ありましたが、障害者自立支援法によって一本化された。

を対象とした入所施設（法律上は「施設入所支援」と呼びます）と、個室を基本とした小規模なグループホーム、ケアホーム（グループホームは軽度の、ケアホームは重度の障害者が対象、以下「グループホーム」）、福祉ホームに整理されました（①）。また国の「地域から施設へ」との方針のもと、障害者は原則として入所施設からグループホームに移行することが目指されています。

#### 2. 障害者の住まいの課題

しかし、グループホームへの移行は進んでいません。その理由として、まずグループホームの数が絶対的に不足していることがあげられます（②）。また、グループホームでは世話人と呼ばれる職員1名がケアを行うことが前提とされ、入居



#### ② 入所施設とグループホーム等の定員数（2009年）

現状では、障害者自立支援法以前の入所施設（新体系に移行中）の入居者と、障害者自立支援法による施設入所支援の利用者は13万人弱で、グループホーム等の利用者数の約45,000人を大きく上回っている。



#### ③ 車椅子でも利用できるトイレ（左）と浴室リフト（右）

身体障害のある人々の住まいには、写真のような十分な広さを持ったトイレや、リフト付き浴室が必須の場合がある。

者が個人でホームヘルパーを利用することは原則として認められていません。そのため、重度の障害のある人々の利用は困難です。加えてグループホームは一般の民家を利用することが多いため、浴室やトイレなどの設備が十分でなく、重度の身体障害者の入居は極めて難しい状況です（③）。

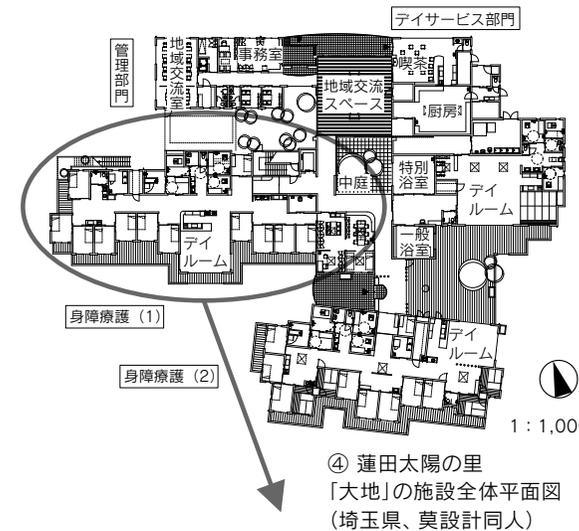
### 2 様々な住まいのかたち

#### 1. 入所施設の変化

これまでの入所施設は、4人部屋でのプライバシーの欠如や、一斉での入浴や食事などの集団処遇の問題が指摘されてきました。しかし、医療的ケアや24時間の手厚いケアなど、特に最重度

の障害者にとって重要な要素を提供していることも事実です。そのようなニーズに応え、住まいとしての質を十分に保った施設も近年見られるようになりました。ここで鍵となるのが「個室」と「ユニット化」です。これらは現在、高齢者施設ではほぼ当然のものとして受け入れられていますが、障害者施設ではこれまでほとんど取り入れられてきませんでした。

蓮田太陽の里「大地」は、そのような個室ユニット型の入所施設の先駆的事例です。ここでは個室ユニット型の構成（④）を前提とするだけでなく、「生きる」ことに欠かせない「食」の質を、最大限に高めることが目指されています。朝・昼・晩の調理・食事・片付けのすべては、スタッフによ

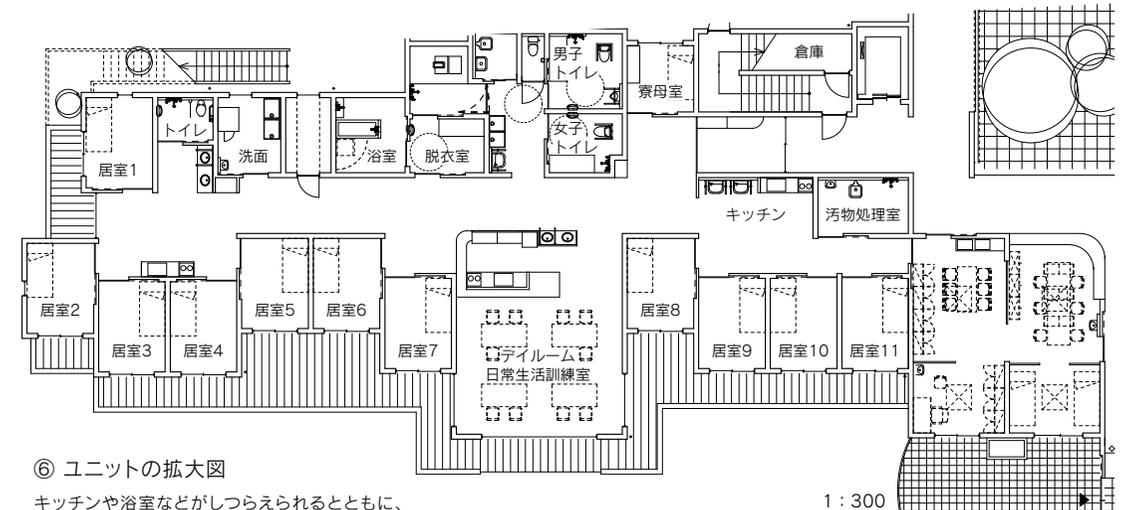


④ 蓮田太陽の里「大地」の施設全体平面図（埼玉県、莫設計同人）



#### ⑤ ユニット内のキッチン

食事を用意する際の際において共用部に満ち、入居者の五感を刺激することも意図されている。



#### ⑥ ユニットの拡大図

キッチンや浴室などがしつらえられるとともに、全体が緩やかに分節され、様々な居場所を入居者に与えている。

## 9-2 災害時への対応と住まい

### ◆◆ 学習のねらい ◆◆

近年、様々な自然災害が発生している日本では、災害に被災した時の住まいのあり方が問われています。ここでは、自然災害への備えや、被災した時の住まいの状況について考えてみましょう。

### 1 平時からの備え

#### 1. 情報の収集

2011年3月の東日本大震災や夏の台風シーズンに頻発する風水害など、私たちの生活は自然災害の脅威にさらされています。こうした災害への対応ですが、大きくは、発生する前の備えと発生後の対応とに分けられます。さらに、平時からの備えに関しては、情報の収集と室内環境の整備が考えられます。

では、どのような情報を収集しておけばよいのでしょうか。まず、居住する住所に割り当てられている**救援センター**や**避難場所**の位置を確認すると同時に、安全にこれらの場所まで移動できるルートや移動方法を確認しておく必要があります。避難場所とは、自治体の震災対策条例などによって定められた、災害直後に身を寄せる場所

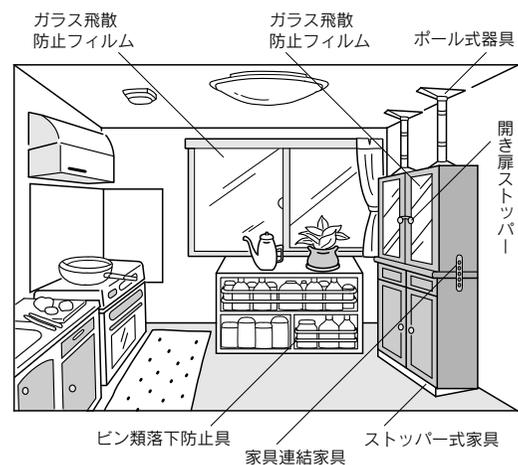
であり、救援センターとは災害時の防災活動の拠点として災害対策に関わる資材や食料・生活必需品の備蓄を行うと同時に、住まいを失った被災者に宿泊のための避難所を開設する役割を担った施設です。

また、近年、高齢化が進む日本では、災害時に支援が必要な高齢者・障害者・外国人などを**災害時要援護者**と定めて、避難方法や避難所での生活への対応策を定めている自治体が数多く存在します。さらに、数多くの自治体では災害発生を想定した防災訓練が行われています。

こうした情報は自治体のホームページなどに記載されています。自分が暮らす自治体ではどのような対策が用意されているのか、災害が発生した時にはどのように対応すればよいか、平時から情報を収集しておきましょう。

<b>安全の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅内の家具類の転倒・落下防止のため固定しておくこと。</li> <li>・窓や家具のガラス面に飛散防止フィルムを貼ること。</li> <li>・火を使う場所の整理整頓を行うと同時に灯油などの保管場所に注意すること。</li> <li>・ブロック塀などの点検・補修を行い、塀の転倒を防ぐこと。</li> </ul>
<b>避難経路の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時に迅速に避難できるよう、住宅内を整理整頓しておくこと。</li> <li>・コードなどは、つまづきの原因にならないよう、床や壁に固定しておく。</li> <li>・住宅外への避難経路は少なくとも2方向確保しておくこと。</li> <li>・家族で話し合い、救援センターなど非常時の避難場所や連絡方法を決めておくこと。</li> </ul>
<b>非常持ち出し品の準備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用品、食料、飲料水などは家族構成を考慮し、3日分程度備えること。</li> <li>・置き場所を決め、定期的な点検すること。</li> <li>・継続的に受けている投棄など、不足すると困るものは余分に備蓄しておくこと。</li> </ul>

① 安全確保のための室内環境整備



② 室内の安全確保のためのポイント

### 2. 安全確保のための室内環境の整備

災害発生時に室内にいる場合、室内環境の状況が命の安全を左右します。日常生活を送る住まいでは、安全の確保、避難経路の確保、非常持ち出し品の準備の観点から、①②にあげた対応を行っておく必要があります。

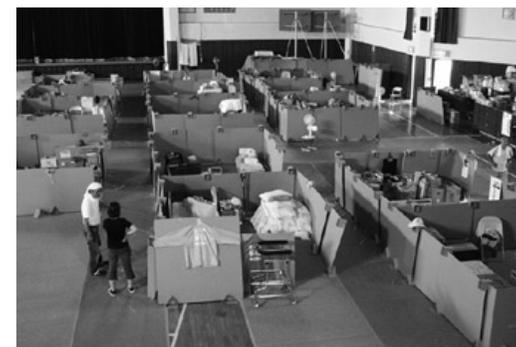
### 2 災害発生後の住まい

#### 1. 避難所での暮らし

災害によって住まいを失った人が、その直後に最初に生活を送る場所は、救援センターに設けられた**避難所**です。多くの救援センターは小中学校に設けられているため、体育館や教室が避難所として利用されます。

体育館では多くの家族に、教室では数家族ごとに生活空間が割り当てられるため、プライバシーの不在や生活必需品の置き場所不足などの問題が生じてしまいます。また、床座での生活となるため、足腰の弱っている高齢者や車椅子を使用している人は生活していくことが困難です。

近年では高齢化に伴う要介護者人口の増加や、障害者への対応を視野に入れた**福祉避難所**の設置が義務づけられています。2004年の新潟県中越地震直後は、高齢者や障害者の福祉施設に設置されるケースが多かったのですが、2011年の東日本大震災直後には、③のように、小学校の体育館などにも設置されていました。福祉避難所では、ベッドが設置されるほかにも、聴覚や視覚に障害のある人への情報保障サービスが提供されたり、心身機能低下の程度が重い人への介護サービスなどが提供されます。



③ 福祉避難所の様子

高齢化が進んでいる被災地では、福祉避難所が適切な場所に開設されていない点や不足していることが指摘されていました。

#### 2. 仮設住宅での暮らし

災害救助法に基づき、被災者が住宅の建て替えを行うまでの間、民間賃貸住宅を借り上げたり、プレハブ住宅を建設して提供される住宅を、**応急仮設住宅**と呼びます。災害によって住まいが全壊・流出した人、居住する住まいがない人、自らの資金で住まいを確保できない人が入居できる賃貸住宅であり、賃貸の期間は、住宅が完成した日から2年間と法律で定められています。

1995年に発生した阪神・淡路大震災では、兵庫県内の公営住宅などが仮設住宅として提供されましたが、長年住み慣れた地域コミュニティから離れた場所での生活を強いられたひとり暮らし高齢者が、誰にも看取られることもなく孤独に亡くなってしまう問題が浮上しました。

このような孤独死問題を受けて、2004年の中越地震や2007年の中越沖地震後の仮設住宅の入居にあたっては、それまで住み続けてきた地域ごとに、まとめて同じ仮設住宅へ入居したり、仮設住宅団地内に住民の交流を促す集会所を設けるなどの配慮がされました。さらには、**復興支援員**という被災者の皆さんの仮設住宅での生活支援を行うスタッフも配置されました。このような過去の災害における仮設住宅の設置に関する経験や考え方は、東日本大震災の被災地の仮設住宅地計画にも生かされ、様々な試みがなされています。④は、岩手県で建設されたバリアフリー仮設住宅の事例です。各仮設住宅の前にはデッキが



④ バリアフリー仮設住宅